

ニューロダイバーシティの視点からみた 乳幼児期・学童期の発達障害支援

株式会社 野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部
チーフコンサルタント 高田 篤史

株式会社 野村総合研究所 ヘルスケア・サービスコンサルティング部
コンサルタント 角野 香織



1 はじめに

1) ニューロダイバーシティの視点での発達障害支援の課題

発達障害者（児）^{※1}に対し、保育・教育や就労等のライフサイクルを通じてさまざまな支援が行われているが、発達障害特性のある人材を活用するニューロダイバーシティの視点から支援の在り方を見直す機運が高まりつつある。

発達障害としては、全般的な知的発達に比べて読み・書き・計算等が苦手な学習障害（LD）、不注意・多動多弁・衝動的行動等の特性を有する注意欠如・多動症（ADHD）、コミュニケーションの場面で困難がある自閉症やアスペルガー症候群等の自閉スペクトラム症（ASD）が代表的である。いずれも小児期の対人関係や学習において困難を抱えることが多い^{※2}。こういった困難を抱えたまま成人期に移行した場合、就労にも困難が生じることも少なくない^{※3}。NRIの推計によると、18歳以上の発達障害者の人材活用が不十分であることから1.7兆円もの経済損失があることが分かっている^{※4}。このような経済損失を回避・軽減する上で、企業経営における発達障害人材のインクルージョン（包含）が重要視されている。

われわれは、発達障害人材を包含するニューロダイバーシティという概念に沿った企業の取り組みの後押しのため、企業の人事担当者や有識者等と議論してきた。そういった中で、産業・経済の観点から

みた発達障害に関する教育システムの重要性や課題がみえてきている。本稿では、ニューロダイバーシティを視点として、わが国の発達障害に関する教育システムの現状や課題、新たな対策の方向性などについて論じたい。

2) ニューロダイバーシティの視点から教育システムに求められる要件

企業経営におけるニューロダイバーシティの視点から、教育システムに求められる要件として以下の三つが挙げられる。

要件① 発達障害の早期発見・早期支援のためのスクリーニング

当事者が発達障害であることを自認せず、他者

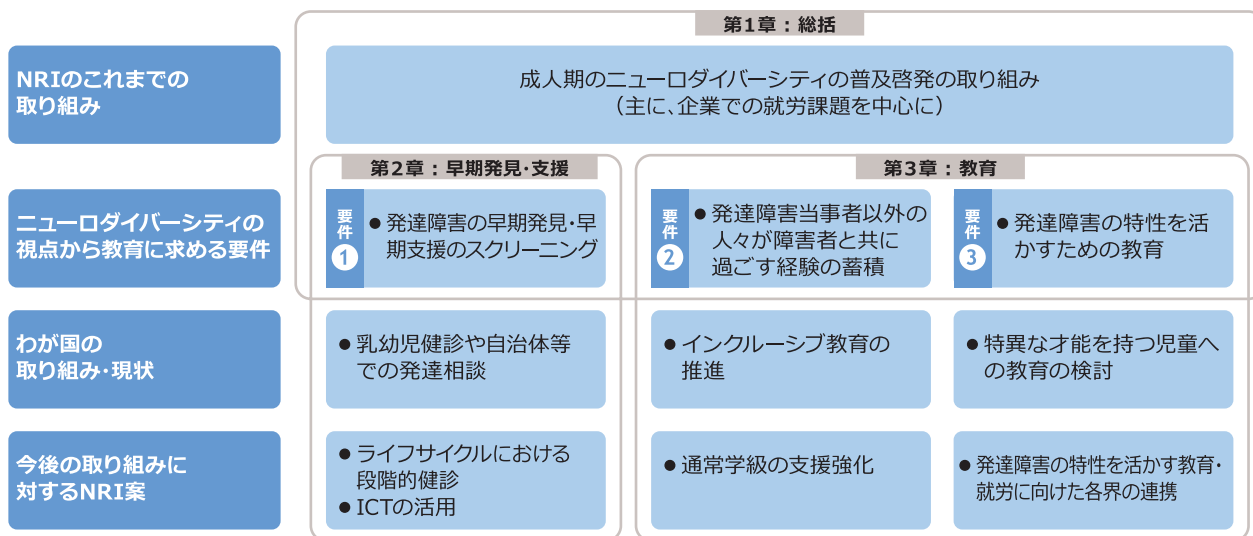
※1 本稿の文中の漢字表記については、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の表記に従い障害又は障害者といった表記を用いる

※2 厚生労働省 みんなのメンタルヘルス https://www.mhlw.go.jp/kokoro/know/disease_develop.html

※3 武田薬品工業 大人の発達障害ナビ https://www.otona-hattatsu-navi.jp/?utm_source=yahoo&utm_medium=cpc&utm_campaign=general

※4 NRI デジタル社会における発達障害人材の更なる活躍機会とその経済的インパクト <https://www.nri.com/jp/knowledge/report/1st/2021/cc/mediaforum/forum308>

図表 1 本稿の全体構成



出所) NRI作成

からも認識されないまま周囲の支援や理解を得られず、うつ病による就労困難や引きこもりなどの状態に陥る例は少なくない。われわれがこれまで複数人の発達障害者へのインタビューを行った中では、その多くの人々が、自身が発達障害であることに気づき、理解したことにより、自身の特性に納得できたり、同じ悩みを持つ仲間ができたり、生活上の創意工夫を試みたりするなど、少なくとも一定程度、生きづらさを解消する道筋を見いだしていた。このように、発達障害当事者が早期に発達障害を認知し、障害を受容するため、教育段階あるいは母子保健の段階から適切な発達障害スクリーニングを行うことが重要である。

要件② 発達障害当事者以外の人々が障害者と共に過ごす経験の蓄積

障害者も含めたマイノリティへの偏見を解消する手段として「接触仮説」と呼ばれる概念がある^{※5}。接触仮説とは、相手に対する知識の欠如が偏見形成に関わっていることから、異なる集団間が接触することにより両者の偏見を減らして両者の関係が改善

されるとする考え方であり、相手と良好な接触を持つことが偏見解消の鍵と捉えている。

企業では、発達障害に限らず、障害者の雇用について一般の部門の理解や協力を取り付けるのは容易ではない。企業で働く従業員の多くは、周りからの配慮や支援が必要な障害者と一緒に行動することに慣れていないことがその要因の一つにあるといわれる。接触仮説の概念を踏まえ、障害者に対する偏見を減らすためには、当事者以外の人々が障害者と日常的に接触し、配慮や支援などを経験できる機会が必要であり、就労前の教育段階から障害者と共に過ごす経験を蓄積させることが重要である。

要件③ 発達障害の特性を活かすための教育

ニューロダイバーシティの基本的思想は、当事者の個性を生かし、社会的な活躍を促すことであり、能力に大きな凸凹のある発達障害者（児）の苦手を補うことと、得意を伸ばすことの両輪が重要である。

※5 一般社団法人部落解放・人権研究所
https://blhrri.org/old/kenkyu/bukai/jinken/keihatsu/keihatsu_0005.html

発達障害者（児）の中には、一定の分野で特に秀でた能力を有する場合もあるが、高い能力を有しながらも高等教育に進むことができない、といった問題が生じている。

学術的にも、就学前や就学期等のライフサイクル早期の教育投資は、就学後の就労支援等に比べて社会的に収益率が高いといわれている。意欲、協調性、コミュニケーション能力などといった学力以外のスキルは早期獲得が効果的であるという考えがあり、就労前に個性を活かす適切な教育が重要視されていることがうかがえる^{※6}。

次章以降、これらの三つの要件から、関連するわが国の仕組みの現状や課題、対応策について整理する。

2 発達障害の早期発見・早期支援のためのスクリーニングに関わる課題と対応策

本章では、要件①「発達障害の早期発見・早期支援のためのスクリーニング」に関わる、わが国の現状・課題、対応策について考える。

1) 発達障害の早期発見・早期支援の現状・課題

発達障害の特性に応じた対策を講じて困難を緩和するには、発達障害の早期発見・早期支援が重要である。とりわけ、教育課程では、その特性に応じた適切な教育環境を選択できることが重要であり、早期に適切な教育を提供するために就学前での発見は有益である。

(1) 発達障害の発見・支援までのステップからみた課題

早期発見・早期支援に向けては、乳幼児期におけ

る発達障害の発見・支援のステップである「発見」「発達相談等のフォローアップ」「医療機関への受診」から課題を整理する。

わが国の乳幼児健診は、1歳半、3歳の段階で実施することが市町村に義務付けられている他、法定外の4～6歳児健診も一部、実施されている。それらの受診率は2019年度の3歳児健診で94.6%、4～6歳児健診でも83.0%となっており、乳幼児期に発達障害を「発見」する機会（スクリーニングゲート）としては優れた役割を果たしているといえる。一方、健診等において指摘を受けてから自治体や療育機関の支援を受けるまでの「発達相談等のフォローアップ」では、保護者による障害受容が、早期支援を行う上でのボトルネックになり得る、重要な課題となっている。子どもに支援が必要である可能性が高いにもかかわらず、保護者の障害受容が進まないために支援の手を差し伸べることができないことも少なくない。また、「医療機関への受診」では、保護者が受診意図を持ってから医療機関への受診に至るまでに数カ月かかることが多く、受診までの待ち時間が長いことも早期支援のハードルとなる。

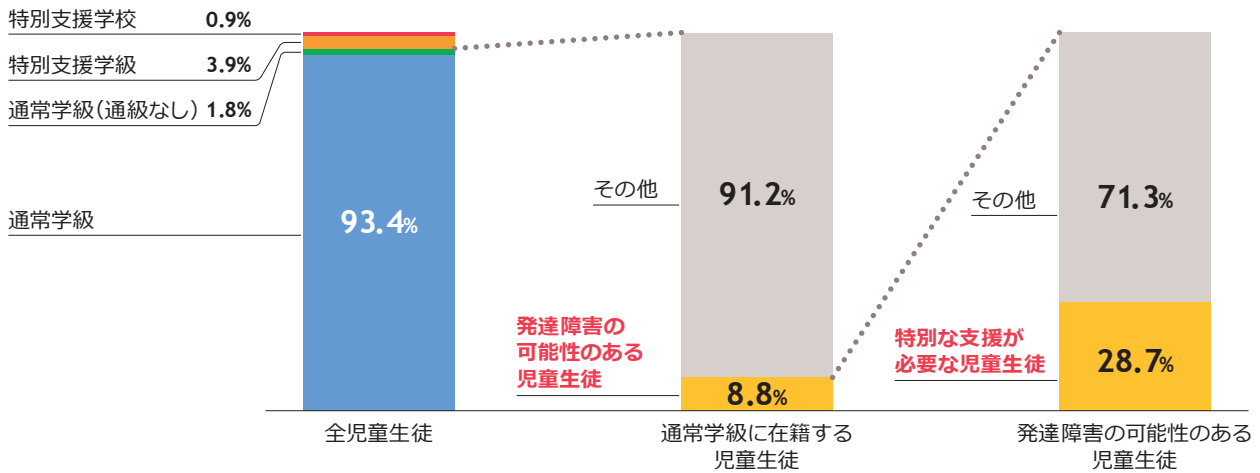
このように、健診による早期発見の取り組みは進みつつあるものの、発達相談等のフォローアップや医療機関への受診が進まないために、早期の適切な支援・治療が遅れてしまい、就学前に教育環境の選択を十分に検討できないことがある。

(2) 発見（スクリーニング）における課題

乳幼児健診によるスクリーニングの仕組みにより、特別な支援が不要とされた児童生徒は通常学級

※6 Pedro Manuel Carneiro human capital policy https://papers.ssrn.com/sol3/papers.cfm?abstract_id=434544

図表 2 発達障害の可能性のある児童生徒のうち特別な支援が必要な児童生徒（公立小中学校）



注1 発達障害の可能性のある児童生徒に関しては、標本児童生徒数 8万 8,516 人(小学校:3万 5,963 人、中学校:1万 7,988 人、高等学校:3万 4,565 人)のうち、7万 4,919 人が回答
 注2 図表は、そのうち、小学校と中学校までを対象とした分析結果。個別のサンプル数は非公表
 出所) 文部科学省「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)」「学校基本調査(令和4年度)」「通級による指導実施状況調査結果(令和2~3年度)」より NRI 作成

に在籍することとなる。一方、通常学級に所属している児童生徒の中にも発達障害の可能性のある児童生徒が多く存在しており、成人期以前に発達障害と診断されていない人が多いことから、乳幼児期の健診のみではスクリーニングが十分機能していない状況にある。

2022年の調査によると、全国の公立小・中学校の通常学級において発達障害の可能性のある児童生徒は8.8%存在するとされ、前回の2012年調査と比較して2.3%ポイント増加している^{※7}(図表2)。そのうち特別な支援が必要と判断されている割合は28.7%となっている。また別の調査では、小学校563校・児童17万4,304人を対象に、養護教諭によるADHD疑いと医師による確定診断の有無を調べたところ、ADHDと思われる児童数は、1~2年生で265人、3~4年生で236人、5~6年生で147人存在し、そのうち医師による診断がないのは、それぞれ70.9%、72.9%、55.1%であった^{※8}。加えて、厚生労働省によれば、発達障害と診断された約46.8万人のうち、半数を超える24.3万人が20

歳以降に初めて発達障害と診断されている^{※9}。

このことから、乳幼児健診の仕組みが、単独では十分なスクリーニング機能を果たし切れていない可能性が考えられる。発達障害は従来、子どもの発達過程の障害と考えられていたため、乳幼児期のスクリーニングが特に充実してきた背景がある。しかし実際には、幼稚園や保育園など社会性が求められる場面で発達障害の特性が顕在化することが多く、小学校以降に発達障害が顕在化した場合は、それと気付かぬまま、学校生活になじめなかったり、就労後にうつ病になったり、といった結果に陥る要因となっていると考えられる。

※7 文部科学省 通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査結果(令和4年)について
 ※8 内山・田中 ADHDの実態と診療体制について J. Natl. Inst. Public Health, 54(2):2005
 ※9 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部「平成28年生活のしづらさなどに関する調査」(2018年4月9日)

2) 発達障害の早期発見・早期支援の課題への対応策

早期発見・早期支援に関する課題は、①乳幼児健診の受診率が高く維持されている一方でそれだけでは発達障害を発見し切れないこと、②保護者の障害受容が難しいこと、③医療機関の受診までの待ち時間が長く医療アクセスが制限されていること、の3点である。ここでは、これらに対する対応策について考える。

(1) 各教育ステージでの段階的なスクリーニング

発達障害が顕在化するタイミングは就学後にも複数存在し、加えて発達障害は本人の個性と認識されてしまうことも多く、みえない疾患ともいわれていることから、専門的なスクリーニングを受けなければ自ら気付くことは容易ではない。よって、就学前、小学校、中学校、高等学校、大学と社会環境が変わる教育ステージごとに、何らかのスクリーニングの機会が必要ではないかと考える。

現時点では、国は「特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業」において、子どもの年齢や行政区分によらない一気通貫での福祉・教育等の連携を図っている^{※10}。また「データ時代における学校健康診断情報の利活用検討会」において、乳幼児期から就学期までのデータ共有を施策として掲げている^{※11}。しかしながら、検討対象の範囲は、乳幼児健診等で特別な支援を必要とすると判断された子どもに対する仕組みにとどまっている。

このため、今後はこういった情報連携の仕組みを生かしつつ、スクリーニングについても、教育ステージに応じて切れ目なく定期的に機会を設ける必要がある。保護者による障害受容についても、子どもの成長に伴った発達障害特性による困難経験の蓄積により、発達障害への理解が深まり、受容が促される

可能性もあると考えられる。

(2) ICTの積極的な導入

発達障害の早期発見・早期支援に向けたもう一つの課題は、受診時の待ち時間が長いことによる医療アクセスの不足であり、発達障害の特性についてアセスメントできる心理士や診断できる専門医等の不足が要因となっている。

既に、国においては医療従事者不足が重要な課題であると認識し「発達障害専門医療機関初診待機解消事業^{※12}」などの育成対策が国・自治体によって取り組まれているものの、医療従事者の育成には時間がかかる。よって、一般的な医療に関わる生産性向上やアクセス改善のための施策等と同様、発達障害支援においてもICT活用による生産性向上が期待される。

厚生労働省の調査では、医療機関の初診待機解消のための工夫として、トリアージ対応、コメディカルスタッフの関与、相談機関等との連携、かかりつけ医との関係構築、予約手段の効率化、医師の診断力向上などが挙げられている^{※13}。アプリなどで情報を集約、関係者に共有する仕組みがあれば、コメディカルや相談機関、かかりつけ医などとの連携が効率化できるであろう。またトリアージの自動化、未熟な医師への診断支援などにより、発達障害における少

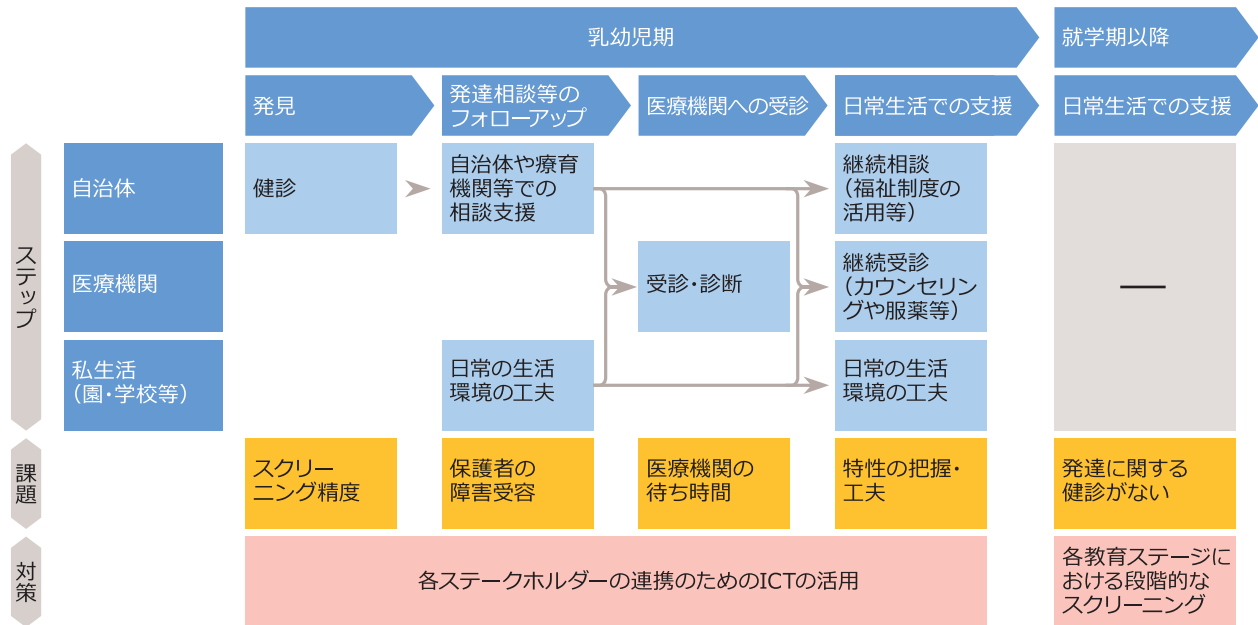
※10 文部科学省 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備事業

※11 文部科学省 データ時代における学校健康診断情報の利活用検討会(2019年10月)

※12 厚生労働省 発達障害専門医療機関初診待機解消事業(2021年)

※13 厚生労働省 発達障害児者の初診待機等の医療的な課題と対応に関する調査(2020年3月)

図表3 発達障害の発見・支援までのステップ



出所) NRI 作成

ない医療リソースを有効に活用できると考えられる。

例えば、発達障害者(児)の特性をチャート化するアプリが開発されており、発達の記録を負担なく記録したいという保護者ニーズに応えている^{※14}。さらに、動画による発達障害の特性把握や診断支援に取り組む企業も出てきており^{※15}、こういったテクノロジーの開発と普及を後押しすることが、医療従事者不足を解消し、発達障害スクリーニングの多段階化や医療アクセスの確保を実現する施策として期待できるであろう。

3 発達障害児に関する教育システムにおける課題と対応策

本章では、要件②「発達障害当事者以外の人々が障害児と共に過ごす経験の蓄積」、要件③「発達障害の特性を活かすための教育」を実現するため、(1)インクルーシブ教育や(2)特異な才能を持つ児童への教育に関する、わが国の現状・課題、対応策に

ついて考える。

1) 発達障害児に関する教育システムの現状・課題 (1) インクルーシブ教育システムの定義やわが国における取り組み状況

発達障害児に関する教育システムは、通常学級の在籍と共に特別支援を行う通級指導、特別支援学級、特別支援学校などの特別支援教育の枠組みで構成される。これに加え、近年は文部科学省によって、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育(以降、インクルーシブ教育システム)が推進されている^{※16}。

※14 森戸ら 感覚特性サポートアプリケーション「YOUSAY」の開発 川崎医療福祉学会誌, 31(1):2021

※15 日本経済新聞電子版「スマホ動画も活用」(2022年7月19日)

※16 文部科学省 共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進(報告)概要(2012年7月23日)

障害者の権利に関する条約（わが国は 2014 年 1 月に批准）第 24 条によれば「インクルーシブ教育システム」とは、人間の多様性の尊重等を強化し、障害者が精神的および身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みである。主な要件として、障害のある者が「general education system : 教育制度一般」から排除されないこと、障害のある者に対して、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、障害のある者に必要な「合理的配慮」が提供されること、の 3 点が示されている。

わが国において、インクルーシブ教育システムは 2012 年から進められており、基本的な方向性として、障害のある子どもと障害のない子どもが、できるだけ同じ場で共に学ぶことを目指している。しかしながら、国連の障害者の権利委員会は 2022 年 9 月、日本の特別支援教育について「障害児が分離され、通常の教育を受けにくくなっている」などと指摘し、改善するよう勧告を行った^{※17}。同委員会の副委員長は「障害の有無で分離した特別支援教育は、インクルーシブな社会で暮らしていく道のりを否定し、将来、施設で暮らすことにつながる。インクルーシブ教育なくして、障害のある人の自立生活はあり得ない。だから、明確に今回の勧告を出している」と強調している^{※18}。国は、今後、障害者権利条約を踏まえ、わが国のインクルーシブ教育の妥当性を検討し、その仕組みを模索することも求められている。

(2) 発達障害の特性を活かすための教育に関するわが国の取り組み状況

文部科学省による「特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議」においては、令和の日本型

学校教育として「すべての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」を今後の方向性に掲げているように、日本における教育の在り方が検討課題となっている^{※19}。検討会の中では、優れた才能と発達障害を併せ持ち、二重に特別な支援ニーズのある子どもでもある「2E (twice-exceptional)」にも着目されるなど、発達障害者（児）がその個性を活かすための教育システムの実現に通じる取り組みが始まっている。

既に教育現場においては、発達障害児の困難に対する支援の視点だけではなく、特性を活用するという視点が広がりつつある。東京大学大学院総合文化研究科のギフテッド創成寄付講座では、企業からの寄付により先天的に才能を持つ子ども（ギフテッド）への支援を行い、大学において育成した子どもの知見を企業に還元する仕組みを創出している。また、2E 児等の異才発掘プロジェクト ROCKET では、目的や時間制限のない学習者本人の興味に合わせた実地プログラムを提供している。これにより、異才を有しているものの不登校となっている児童生徒の登校状況が改善される等の効果が出ている^{※20}。

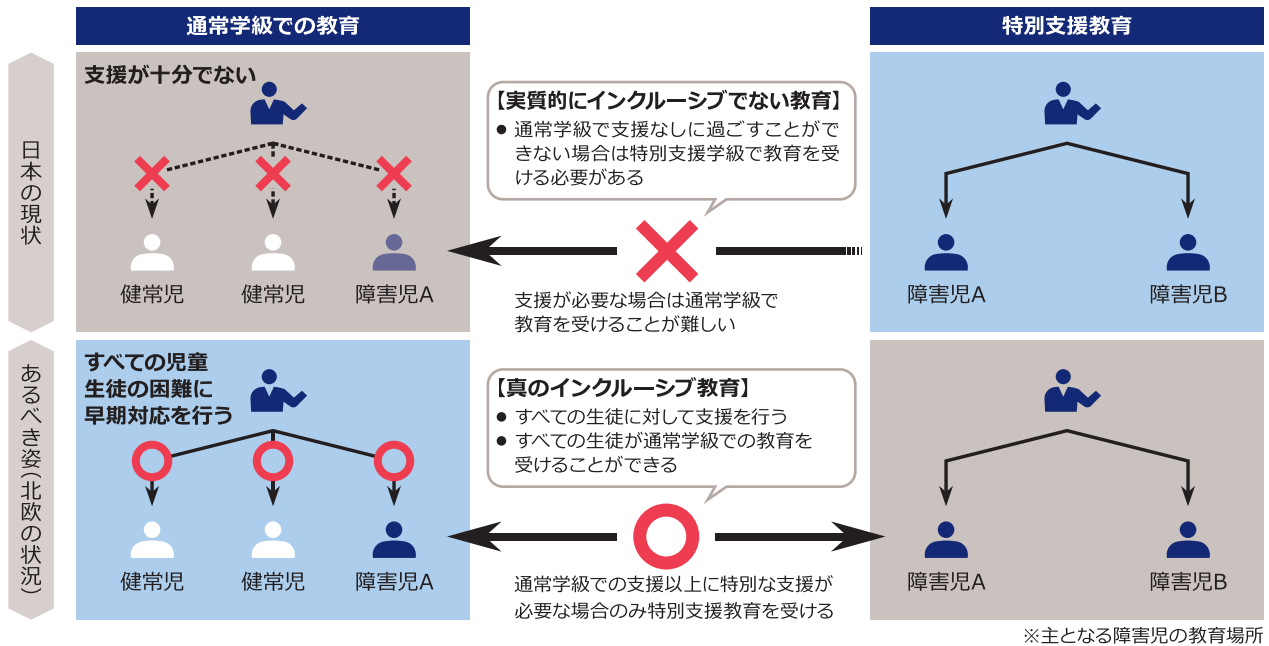
※17 日本教育新聞「特別支援教育で教員に専門性求める声も 国連勧告受け議論」2022 年 11 月 28 日 <https://www.kyoiku-press.com/post-251135/>

※18 東洋経済オンライン「障害者教育、国連が日本に突きつけた厳しい課題」2022 年 10 月 11 日 <https://toyokeizai.net/articles/-/623982?page=4>

※19 文部科学省 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議

※20 特定分野に特異な才能のある児童生徒に対する 学校における指導・支援の在り方等に関する有識者会議第 4 回資料 3 (株式会社 SPACE) (令和 3 年 11 月 1 日) https://www.mext.go.jp/content/20211105-mext_kyoiku02-000018576_03.pdf

図表 4 真のインクルーシブ教育に向けた通常学級での支援の強化



出所) 石田祥代ら著書^{※22}よりNRI作成

このように、教育現場においては特性を活かすことに着目されているものの、産業界においては、発達障害人材を活用する土壌が整備されておらず、発達障害の特性を生かして活躍している人材はごくまれという状況にある。どんな卓越した能力を育成しても、最終的には社会が受け入れ、協働の中で発揮されなければ、孤立してしまう。よって、発達障害に関わる子育て・教育システムの変革と共に、発達障害人材を産業界へうまく橋渡しできるようにするため、母子保健や教育における連携、さらには教育界と産業界の連携が今後の重要な課題である。

2) 発達障害に関する教育システムの課題に関する対応策

(1) インクルーシブ教育に向けた通常学級での児童生徒に対する支援の強化

インクルーシブ教育システムに向けては、日本における現状の特別支援教育がまだまだ分離的であるとの見方が強く、その解消が課題であろう。しかし、

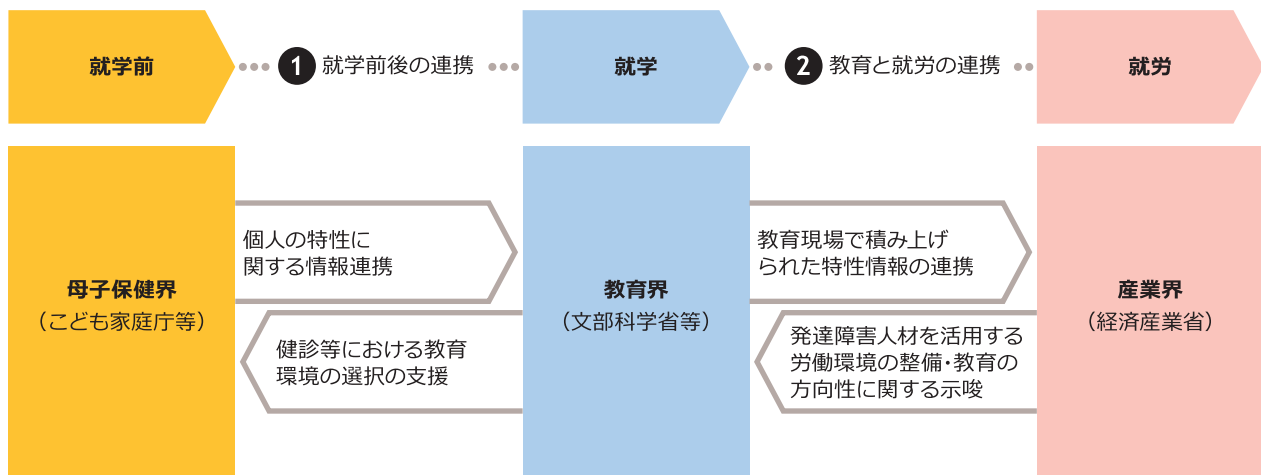
日本の特別支援教育に対する国連の提言は、決して特別支援教育を廃止することを求めているわけではなく、障害のある児童が通常学級で過ごしやすくなる支援の必要性を指摘したものである^{※21}。現在の日本では、通常学級における支援は想定されておらず、通常学級で過ごすことができない場合は特別支援学級で教育を受ける必要があり、実質的にインクルーシブ教育を実施できない点が問題となっている。

現に、インクルーシブ教育で先進国と認識されているフィンランド、スウェーデン、デンマークなどの北欧諸国でも、特別支援学級・学校などは存在し、活用されている^{※22}。

※21 東洋経済オンライン「精神科医・本田秀夫が語る『発達障害の子の不登校』、課題と解決に必要な視点」2022年12月28日

https://toyokeizai.net/articles/-/641132
 ※22 石田祥代・是永かな子・眞城知己編著『インクルーシブな学校をつくる 北欧の研究と実践に学びながら』ミネルヴァ書房 2021年4月

図表5 発達障害の特性を活かす教育・就労に向けた各界の連携



出所) NRI 作成

フィンランドでは、まず「一般支援」として通常学級の担任がすべての在籍児の困難に早期対応し（第1段階）、それが十分ではないと評価された場合は「強化支援」を行う（第2段階）、それでも十分でない場合は個別に「特別支援」を行う（第3段階）という仕組みである。また、Co-teachingとして、複数の教員が協力し合って授業を行うという形態をとっている。スウェーデンの特別支援学校は、知的障害のみを対象としており、発達障害等の知的障害を伴わない子ども（聴覚障害を除く）は、教員や補助教員による指導の下で原則として通常の学校で学び、コメディカルスタッフがそろった専門機関が支援するという形態をとっている。デンマークでは、特別支援学校、地域の学校に併設する特別学級、通常学級でのインクルーシブ教育という形態は日本と類似しているが、個々の人間性や個性を見抜いてそれぞれに合った個別ケアをする技術を身に付けた専門職が配置されており、保育園や幼稚園、地域の学校、特別支援学校、高齢者施設などで障害者以外にも適切な交流を促す役割を担っている。

これらの事例のように、特別支援学級そのものは国際的にも必要視されている。国際的評価の高い

国々とわが国の違いは、特別支援教育において、通常学級が積極的に障害者を受け入れる場になっているか否か、である。日本の特別支援教育では、通常学級と特別支援学級が健常者と障害者の教育を役割分担しているように感じられる。今後は、わが国も通常学級における支援を充実させ、真のインクルーシブ教育を実現することが必要なのではないか。

(2) 発達障害の特性を活かす教育・就労に向けた各界の連携

発達障害者が社会で活躍するには、発達障害に関する子育て・教育システムの変革だけでなく、彼ら・彼女らが産業界において就労の際の活躍の場を確保することが必要である。そのためには、発達障害人材を産業界へうまく橋渡しできるような工夫や、産業界から人材教育の方向性に関する示唆を得ることが重要である。

教育に関連する政府の動きとして、2022年に「こども家庭庁設置法」が成立、公布された。これにより縦割りとなっていた就学前の複数の公的支援を横断した施策展開が可能となり、発達障害支援においては、母子保健・子育て支援・教育委員会のような

ステークホルダーの連携に対する期待が高まっている。しかしながら、現時点での連携の動きは、就学前までの公的支援間にとどまり、就学後の教育システムとの連携までには至っていない。まずは、就学前後の連携として、こども家庭庁が母子保健や子育て支援で把握している個人の特性に関する情報を就学後、すなわち教育面での支援において活用すること、また発達障害の健診時などにおける教育環境の情報提供を充実させることなどを進めていくことが必要である（図表5①）。

発達障害の特性を活かすための教育および就労の観点からは、教育界を管轄する文部科学省と産業界を管轄する経済産業省の関わりも重要であると考えている。就労における教育界から産業界への橋渡しをするための対応策として、教育現場において積み上げてきた発達障害者（児）の特性情報などを産業界でも共有することが挙げられる。第2章において、各ステークホルダーが発達障害特性に関する情報を連携するためにICTを活用することを提言しているが、ICTの活用は発達障害の早期発見・早期支援だけでなく、発達障害者（児）の就労時の情報連携にも役立つことが期待される（図表5②上段）。

さらに、こういった連携の中で期待されるのは、社会で活躍していくための教育を受けた発達障害人材を企業が活用していくための教育界と産業界との連携である。産業界に発達障害人材を活用する土壌がない前提では、教育において組織や業務などに彼ら・彼女らを「適応」させることに重点が置かれてしまうが、産業界が発達障害人材の特性を活かすというニューロダイバーシティの観点を持つことにより、業務への従事を想定して発達障害者（児）の特性を「のばす」教育に注力することができるのではないかと。教育現場にとって、産業界が求めている人材像を把握することは有意義であり、教育界と産業

界が、発達障害人材に関わる情報共有や課題・対応策に関する議論を通じて、教育から社会へのスムーズな橋渡しを行うための取り組みを推進、強化していくべきである（図表5②下段）。なお、ニューロダイバーシティの観点からの企業経営の在り方については、本号の木島論文を参照されたい。

4 おわりに

以上、本稿では、産業界でのニューロダイバーシティの議論から生まれた、教育への論点をもとに、わが国における発達障害の早期発見・支援や教育の現状と課題、対応策について考察した。全体を通じて、わが国の教育は、インクルーシブな方向に進んでいるが、国際的にももう一步成長が期待されている状態でもある。今後、省庁横断での連携をしながら、さらなる発展を遂げていくことがSDGsの時代に求められる教育の在り方であると考えている。

- …… 筆者
- 高田 篤史（たかだ あつし）
- 株式会社 野村総合研究所
- ヘルスケア・サービスコンサルティング部
- チーフコンサルタント
- 専門は、医療福祉等の社会保障政策研究、製薬企業の経営・事業戦略の立案など
- E-mail: a2-takada@nri.co.jp
- …… 筆者
- 角野 香織（すみの かおり）
- 株式会社 野村総合研究所
- ヘルスケア・サービスコンサルティング部
- コンサルタント
- 専門は、医療福祉等の社会保障政策研究、製薬企業の経営・事業戦略の立案など
- E-mail: k-sumino@nri.co.jp